

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項
(3) 企業集団の主要な事務所の状況
2. 会社役員に関する事項
(3) 責任限定契約
5. 新株予約権等に関する事項
8. 業務の適正を確保するための体制
9. 特定完全子会社に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.anicom.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供させていただきます。

アニコム ホールディングス株式会社

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(3) 企業集団の主要な事務所の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区	2000年7月5日

(注) 会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

② 子会社

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
アニコム損害保険株式会社	本社	東京都新宿区	2006年1月26日
アニコムパフェ株式会社	本社	東京都新宿区	2004年12月24日
アニコムフロンティア株式会社	本社	東京都新宿区	2005年2月25日
アニコム先進医療研究所株式会社	本社	東京都新宿区	2014年1月24日
アニコムキャピタル株式会社	本社	東京都新宿区	2015年7月7日
株式会社シムネット	本社	宮城県仙台市	2001年3月2日

(注) いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

2. 会社役員に関する事項

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
福 山 登 志 彦 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
井 上 幸 彦 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
渋 澤 健 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
須 田 邦 之 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
武 見 浩 充 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要				新株予約権等を有する者の数
	回 次 (行使価額)	行 使 期 間	個 数	株 数	
監 査 役	第 5 回 新株予約権 (3,392円)	2017年9月1日から 2020年8月31日まで	20個	2,000株	1名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等 該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、グループの取締役及び使用人（以下、役職員という）が遵守すべき基準として「グループ倫理規範」を定め、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。また、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、以下のとおりコンプライアンス体制を整備する。
 - (a) コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - (b) 「グループコンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - (c) 「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的で開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - (d) 当社は、法令または社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
 - ② 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
 - ③ 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
 - ④ 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ⑤ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社及びグループ会社において、実効性のある内部監査体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、以下のとおりリスク管理体制を整備する。
 - (a) リスク管理の統括部署を設置する。
 - (b) 定期的で開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。

- (c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - (d) 子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
 - ② 当社は、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させ、それにより保険契約者をはじめとするステーク・ホルダーの利益保護に資することを目的として、グループの統合的リスク管理に関する方針を定める。
 - ③ 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、グループの中期経営計画及び年度計画を策定する。
 - ② 当社は、業務分担及び指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
 - ③ 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
 - ④ 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - (a) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員を選任・解任
 - (b) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員を選任要件
 - (c) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の業績評価
 - (d) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系及び水準
 - (e) コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
 - ⑤ 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性及び企業価値の向上の実現を図る。
 - ⑥ 当社は、上記のほか、当社及びグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - ② 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ③ グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ④ 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ⑤ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役事務局を設置する。監査役事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
 - ② 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
 - ③ 当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに監査役に報告した者が報告したことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- ① 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し、重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
 - ② 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
 - ③ 当社は、当社及びグループ会社において、監査役に①または②の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
 - ④ 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況及び報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行に係る費用等について、当社が監査役職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとする。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
 - ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
 - ③ 監査役は、子会社監査役に対して積極的に意思疎通及び情報の交換を図るなど、子会社監査役との連携を密にし、監査の効率性を高める。
 - ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
 - ⑤ 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
 - ⑥ 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認しており、必要に応じ社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。

また、内部監査室は独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行っております。常勤監査役については、監査役監査のほか、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視をしております。

9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アニコム損害保険株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー39階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,214百万円
当社の総資産額	17,615百万円

2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,950	7,840	6,443	△0	22,233
当期変動額					
新株の発行	31	31			62
剰余金の配当			△101		△101
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,525		1,525
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	31	31	1,424	△0	1,486
当期末残高	7,981	7,871	7,868	△0	23,719

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△150	△150	151	22,234
当期変動額				
新株の発行				62
剰余金の配当				△101
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,525
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△379	△379	△15	△395
当期変動額合計	△379	△379	△15	1,090
当期末残高	△530	△530	135	23,325

連結注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社
アニコム パフェ株式会社
アニコム フロンティア株式会社
アニコム先進医療研究所株式会社
アニコム キャピタル株式会社
株式会社シムネット

株式会社シムネットについては新たに取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

前連結会計年度において非連結子会社でありましたanicom（動物健康促進クラブ）は、当連結会計年度中に清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 5社

持分法適用会社の名称

セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社
香港愛你康有限公司
上海愛妮康動物医療有限公司
株式会社AHB
株式会社EPARKペットライフ

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- ② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定額法によっております。
なお、販売用ソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（4～5年）に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶと見積もられる期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産

当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権等の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乘じた額を引当てております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 価格変動準備金

損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

<連結貸借対照表関係>

有形固定資産の減価償却累計額	1,040百万円
----------------	----------

<連結損益計算書関係>

事業費の主な内訳は次のとおりであります。

給与	3,814百万円
広告費	1,196百万円
外注委託費	2,195百万円
代理店手数料等	3,674百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 ^{(注) 1}	20,211,480	14,420	—	20,225,900
合 計	20,211,480	14,420	—	20,225,900
自己株式				
普通株式 ^{(注) 2}	1,895	5,966	—	7,861
合 計	1,895	5,966	—	7,861

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加14,420株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加3,600株及び譲渡制限付株式の付与に伴う新株の発行の増加10,820株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,966株は、譲渡制限付株式の無償取得5,877株及び単元未満株式の買取り89株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当 連 結 会 計 年 度 末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	普通	—	—	—	—	135
	合 計	—	—	—	—	—	135

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	101百万円	5円	2019年3月31日	2019年6月25日
計		101百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2020年6月25日開催の株主総会において、下記の通り剰余金の配当を行うことについて決議を予定しております。
- (イ) 配当の総額 101百万円
(ロ) 配当の原資 利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当金 5円
(ニ) 基準日 2020年3月31日
(ホ) 効力発生日 2020年6月26日

<金融商品関係>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理しております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	24,427	24,427	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	8,835	8,835	—
(3) 貸付金	127	123	△3
(4) 未収金（*）	1,872	1,872	—
資産計	35,262	35,258	△3

（*）未収金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格または取引金融機関から提示された価格等によっております。

また投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

(3) 貸付金

貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、連結貸借対照表の貸付金は持分法適用に伴う投資損失を直接減額しております。

(4) 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額1,163百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

<賃貸等不動産関係>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

損害保険子会社では、東京都において賃貸不動産（土地及び建物）を、また兵庫県において遊休不動産（土地）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	期末時価
932	956

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

<1株当たりの情報>

1. 1株当たりの純資産額	1,146円98銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	75円46銭
3. 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額	75円41銭

<その他の注記>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	96
責任準備金	408
未払事業税	46
賞与引当金	59
減価償却費超過額	31
支払備金	42
新株予約権	76
貸倒引当金	22
貸付金	101
その他有価証券評価差額金	206
その他	67
繰延税金資産小計	1,160
評価性引当額	△118
繰延税金資産合計	1,041

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
住民税均等割	0.8
評価性引当金の増減	△0.8
税額控除	0.3
連結子会社との税率差異	△2.2
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
営業費及び一般管理費の株式報酬費用 -百万円

2. スtock・オプションの内容

	アニコム ホール ディングス株式会社 第 5 回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 2名 当社子会社取締役 8名 当社従業員 16名 当社子会社従業員 362名
株式の種類別の ストック・ オプションの 付与数 (注)	普通株式 227,700株
付与日	2015年8月31日
権利確定条件	定め無し
対象勤務期間	定め無し
権利行使期間	2017年9月1日から 2020年8月31日まで

3. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの数

	アニコム ホール ディングス株式会社 第 5 回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
当連結会計年度 期 首	—
付 与	—
失 効	—
権 利 確 定	—
未 確 定 残	—
権利確定後 (株)	
当連結会計年度 期 首	153,100
権 利 確 定	—
権 利 行 使	3,600
失 効	12,300
未 行 使 残	137,200

(2) 単価情報

	アニコム ホール ディングス株式会社 第 5 回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	3,392
行使時平均株価 (円)	3,671
付与日における公正な 評価単価 (円)	990

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

2019年度 (2019年4月1日から) 株主資本等変動計算書 (2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,950	7,840	7,840	716	716
当期変動額					
新株の発行	31	31	31		
剰余金の配当				△101	△101
当期純利益				32	32
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	31	31	31	△68	△68
当期末残高	7,981	7,871	7,871	647	647

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	16,506	151	16,658
当期変動額				
新株の発行		62		62
剰余金の配当		△101		△101
当期純利益		32		32
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-	△15	△15
当期変動額合計	△0	△7	△15	△22
当期末残高	△0	16,499	135	16,635

個別注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 関係会社株式 | 移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| (2) その他有価証券
(時価のあるもの) | 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。 |
| (時価を把握することが
極めて困難と認められるもの) | 移動平均法に基づく原価法によっております。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 : 8～15年
工具、器具及び備品 : 2～10年 |
| (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| (1) 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。 |
| (2) 投資損失引当金 | 関係会社等の投資に係る損失に備えるため将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。 |

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	209百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
(1) 短期金銭債権	967百万円
(うち未収入金)	(967百万円)
(2) 短期金銭債務	3百万円
(うち未払金)	(3百万円)

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
関係会社からの経営管理料	1,578百万円
関係会社からの受取配当金	2百万円
関係会社への外注委託費	104百万円
2. 特別損失の内訳	
固定資産除売却損の内訳	
工具、器具及び備品	0百万円
ソフトウェア	2百万円
	<u>2百万円</u>

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 7,861株

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
減価償却費超過額	2百万円
未払事業税	5百万円
賞与引当金	3百万円
投資損失引当金	33百万円
関係会社評価損	162百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	<u>216百万円</u>
評価性引当額	<u>△163百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>53百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>53百万円</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4
住民税均等割	2.1
評価性引当金の増減	△1.4
過年度法人税等	6.9
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.0</u>

(関連当事者との取引に関する注記)
 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アニコム損害保険株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 1名	経営管理料 (注) 2	1,553	未収入金	37
				連結法人税	569	未収入金	569
子会社	アニコム パフェ株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	経営管理料 (注) 2	12	未収入金	0
子会社	アニコム フロンティア株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 4名	経営管理料 (注) 2	1	未収入金	0
子会社	アニコム先進医療研究所株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 4名	経営管理料 (注) 2	11	未収入金	0
				外注委託費 (注) 3	104	—	—
関連会社	香港愛你康有限公司	直接 49%	なし	増資の引受 (注) 4	8	—	—

- (注) 1. 取引金額は税抜き、期末残高は税込みで表示しております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社が委託する研究開発内容等を勘案した上で決定しております。
 4. 当社が香港愛你康有限公司の増資に際し出資したものであります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	816円07銭
2. 1株当たり当期純利益金額	1円59銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1円59銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。